

平成 30 年度弘前市障がい者雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、障がい者の雇用の促進及び生活の安定を図るため、障がい者を雇用する事業者に対し、平成 30 年度予算の範囲内において弘前市障がい者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成 18 年弘前市規則第 57 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 110 条の規定による特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース及び発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コースに限る。）（以下「国助成金」という。）の対象労働者で、奨励金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）の始期において市内に住所を有するものをいう。
- (2) 重度障がい者 障がい者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 国助成金において重度身体障害者に区分される者
 - イ 国助成金において重度知的障害者に区分される者
 - ウ 国助成金において身体障害者に区分される者であって、交付対象期間の始期において年齢が 45 歳以上のもの（アに掲げる者を除く。）
 - エ 国助成金において知的障害者に区分される者であって、交付対象期間の始期において年齢が 45 歳以上のもの（イに掲げる者を除く。）
 - オ 国助成金において精神障害者に区分される者

(交付対象事業者)

第 3 条 奨励金の交付の対象となる者は、国助成金の支給の対象となる期間が平成 31 年 3 月 28 日までに満了する場合において、その満了した日（以下「国助成金の支給満了日」という。）後も当該障がい者を引き続き雇用するもの（以下「交付対象事業者」という。）とする。

(奨励金の額)

第 4 条 1 か月当たりの奨励金の額は、次の各号に掲げる障がい者の区分に応じ、当該各号に定める額又は奨励金の交付の対象となる障がい者（以下「交付対象障がい者」という。）に各月ごとに交付対象事業者が支払った賃金の月額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 市内事業所に勤務する重度障がい者 1 人当たり 24,000 円
- (2) 市外事業所に勤務する重度障がい者 1 人当たり 20,000 円
- (3) 前 2 号に掲げる障がい者以外の市内事業所に勤務する障がい者 1 人当たり

12,000 円

(4) 前3号に掲げる障がい者以外の障がい者 1人当たり 8,000 円

- 2 前項各号の区分について、交付対象障がい者が、月の中途において市内事業所から市外事業所に、又は市外事業所から市内事業所に転勤した場合は、当該月においては、16日以上勤務した事業所をもって、当該区分に該当させるものとする。

(交付対象期間)

第5条 交付対象期間は、国助成金の支給満了日の属する月の翌月から起算して12か月とし、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1期の中途において、交付対象障がい者が市外に転出し、若しくは退職し、又は解雇された場合は、当該転出し、若しくは退職し、又は解雇された日の属する月の前月(転出した日の属する月において16日以上市内に居住したとき又は退職し、若しくは解雇された日の属する月において16日以上勤務したときは、その月)までを交付対象期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2期の中途において、当該交付対象障がい者が市外に転出し、若しくは退職し、又は解雇された場合は、当該転出し、若しくは退職し、又は解雇された日の属する月の前月(転出した日の属する月において16日以上市内に居住したとき又は退職し、若しくは解雇された日の属する月において16日以上勤務したときは、その月)までを交付対象期間とし、最初の6か月を第1期、残りの交付対象期間を第2期とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、平成30年度弘前市障がい者雇用奨励金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)とする。

- 2 交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 国助成金の支給決定通知書の写し
(2) 交付対象障がい者に係る労働者名簿の写し

- 3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

- 4 交付申請書の提出期限は、国助成金の支給満了日の属する月の翌月の初日から起算して6か月以内又は平成31年3月31日のいずれか早い日とする。

(交付の条件)

第7条 交付対象事業者は、第1期又は第2期の中途において、交付対象障がい者が市外に転出し、若しくは退職し、又は解雇されたときは、速やかに平成30年度弘前市障がい者雇用奨励金変更(廃止)報告書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、平成30年度弘前市障がい者雇用奨励金交付決定通知書(様式第3号)とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、平成30年度弘前市障がい者雇用奨励金雇用完了（廃止）実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）とする。

2 実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。ただし、第7条の規定により奨励金の廃止の報告をしたときは、添付する書類は不要とする。

(1) 国助成金の支給決定通知書の写し

(2) 交付対象障がい者に係る賃金台帳の写し

(3) 交付対象障がい者の勤務日数を証明する書類

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 実績報告書の提出期限は、交付対象期間の各期の末日（第7条の規定により奨励金の廃止の報告をしたときは、当該報告をした日）の翌日から起算して30日以内とする。

(奨励金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、平成30年度弘前市障がい者雇用奨励金交付額確定通知書（様式第5号）とする。

(奨励金の請求等)

第11条 奨励金の請求は、平成30年度弘前市障がい者雇用奨励金請求書（様式第6号）を市長に提出して行うものとする。

2 奨励金は、口座振替により交付する。

(書類の保管)

第12条 交付対象事業者は、交付対象障がい者の雇用の実績を証する書類を、平成36年3月31日まで保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度の奨励金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱においては、雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第55号）による改正前の雇用保険法施行規則第110条の規定による特定求職者雇用開発助成金（障がい者の雇用に係る特定就職困難者雇用開発助成金に限る。）又は同規則第118条の3の規定による障害者雇用促進等助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金に限る。）は、国助成金とみなす。